令和８年度

【薩摩川内市店舗改装費補助金】
中小企業者が店舗等の改修をした際に支払った費用を補助します

薩摩川内市で生産・販売等を行っている中小企業者が店舗・事務所・工場・倉庫等を改修した場合、その費用の一部を市が補助する制度を設けています。

補助対象者　いずれも満たすもの

- ☐ 市内で生産・販売等を**３年以上**行っている中小企業者
- ☐ 改装工事を行う店舗等の使用者
- ☐ 過去に補助金の交付を受けていない者又は**補助金の交付決定を受けた年度の翌年度から起算して１０年を経過している者**
- ☐ 市税等の滞納がない者
  - 既存店舗等の維持、向上を行う補助です。新規創業や移転等に係る改修費用は対象外です。
  - ３年以上営業している店舗・事務所等が対象です。

補助の対象となる経費の種類、補助率、補助金額など

補助対象経費の１０分の２（上限 20 万円）　※いずれも 1,000 円未満切り捨て

経費の種類	該当する経費の内容
店舗・事務所・工場・倉庫等 （供用住宅は店舗の用に供する部分に限る。） ※改装工事費が 20 万円以上となること	1. 屋根のふき替え、塗装又は補修 2. 軒樋及び縦樋の交換又は補修 3. 外壁の張り替え、塗装、補修又は補強 4. 壁、床及び天井の張り替え、補修又は補強 5. 建具、シャッター等の取替え又は補修 6. 畳の取替 7. 段差解消工事（玄関アプローチ工事を含む。） 8. 手すり設置 9. 間取りの変更 10. 看板の取替又は補修（店舗等又は土地に定着し、容易に移動できないものに限る。） 11. 耐震改修工事 12. 便所、風呂、洗面所及び台所の改善（便器、風呂釜、洗面台及びシステムキッチンの取替を含む。） 13. 老朽電気配線及びコンセントの取替え工事（火災防止のために行う取替えに限る。） 14. 前各項の工事に附属する電気及び給排水工事

【改装工事の留意点】

- 給排水工事（下水道引込みを含む）については、増改築した場合に限ります。
- 増築については、改装に伴う増築部分に限る。（増築のみは不可）
- 次のいずれかに該当する場合は、補助の対象外となります。
  （１）公共工事の施行に伴う補償工事
  （２）国、県、市等が実施している他の補助金等を利用する工事
  （３）自主施工による工事（下請け含む）
  （４）事業用電化製品、家具等の備品購入等に係る経費
  （５）そのほか、市長が補助の対象として不適当と認める工事及び経費

令和８年度

施工業者

薩摩川内市店舗改装費補助金交付要綱で定めた業者（市内の施工業者で、本市の工事等契約資格者名簿への登録等のあるもの）

1. 薩摩川内市建設工事等入札参加資格に係る総合点（建築一式、電気又は管工事に限る。）を有する法人
2. 薩摩川内市建設工事等入札参加資格（大工、塗装、防水、板金、左官、屋根、ガラス、タイル・れんが、建具又は内装仕上げに限る。）を有する法人又は個人で、主たる営業所を市内に有するもの
3. 薩摩川内市物品等入札参加資格（看板、室内装飾・畳又はガラス・サッシに限る。）を有する法人又は個人で、主たる営業所を市内に有するもの
4. 薩摩川内市小規模修繕及び工事等の契約資格者名簿への登録のある法人又は個人
5. １から３までに該当する法人又は個人以外で次に掲げる要件を全て満たすものとして市長が認める法人又は個人
   (1) 市内に主たる営業所を有すること。
   (2) 本市入札参加資格を有し、建設業許可（建築、電気、管、大工、塗装、防水、板金、左官、屋根、ガラス、タイル・れんが、建具又は内装仕上げに限る）を受けていること。
   (3) (2)の建設業許可に係る工事の実績があること。

申請方法

【1.改装工事**着手前**】

- ☐ 補助金等交付申請書（押印不要）
- ☐ 固定資産評価証明書（申請書の提示で無料発行。）
- ☐ 市税等の滞納がない証明書（申請書の提示で無料発行。同意書の提出がある場合は不要です。）
- ☐ 工事見積書（内訳明細の付いたもの）
- ☐ 工事箇所及び内容がわかる図面等
- ☐ 店舗等の全体及び工事予定箇所の写真（日付入り）
- ☐ 市内で生産・販売等を３年以上行っていることが証明できる書類（写し）
  個人事業主：開業届や営業許可書等
  法人の場合：履歴事項全部証明書等
- ☐ 店舗等改修の承諾書（借家等の場合）

※提出期限：改装工事が完了した日から 20 日以内または令和９年３月 15 日のいずれか早い日

- ☐ 店舗改装実績報告書（押印不要）
- ☐ 施工業者の発行する店舗改装工事完了証明書
- ☐ 改装工事完了後の建物全体及び施工箇所の写真
- ☐ 工事代金領収書の写し（内訳明細が付いたもの）
- ☐ 請求書

問合せ先　薩摩川内市役所　経済政策課　企画総務・経済グループ
0996-23-5111（内線 5751・5752・5753）